

県南広域振興局長告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和6年10月4日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 ゆだ錦秋湖停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
和賀郡西和賀町耳取49地割98番5地先から122番13地先まで	新	A 16.2～5.1 m	m 231.4
		B 42.9～9.1	208.4
	旧	A 16.2～5.1	231.4
		B 41.2～9.1	208.4

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (2) 期間 令和6年10月4日から同年11月5日まで